

■ 税率について

令和8年度から、子育て支援を拡充するため、高齢者を含むすべての世代や企業が支援金を拠出し合う「子ども・子育て支援金制度」が開始します。支援金は児童手当の拡充など子育て支援事業に充てられ、令和8年度から、各医療保険（市町村国民健康保険や国民健康保険組合、後期高齢者医療保険制度、被用者保険）の保険料（税）とあわせて納付していただくことになります。詳しくはこども家庭庁のHP（右記QRコード）でご確認ください。



QRコードは株式会社「QRコード」の登録商標です

国民健康保険税	医療分 (0歳～74歳)	後期高齢者支援金分 (0～74歳)	介護納付金分 (40歳～64歳)	子ども・子育て支援金分 (0歳～74歳)
所得割率 (1人につき)	8.95%	2.40%	2.72%	0.35%
均等割額 (1人につき)	24,000円	7,000円	9,800円	1,100円 (18歳以上は100円追加)
平等割額 (1世帯につき)	19,200円	4,600円	7,000円	800円
賦課限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

※年度内に75歳に到達する場合、予め誕生月以降の保険税を差し引いて算定しています。75歳以降は後期高齢者医療保険料が別に大分県後期高齢者医療広域連合から賦課されます。誕生月以降に市役所から保険税決定通知と納付書を送ります。

■ 減額について

国民健康保険は下記のとおり、一定の要件を満たす方について各種減額制度が用意されています。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

申請	項目	内容								
不要	基準所得に基づくもの	世帯（世帯主及び被保険者）の前年の所得等の合計額が基準額以下の場合、均等割額・平等割額が減額されます。								
	<table><tr><th>減額割合</th><th>世帯の所得基準額</th></tr><tr><td>7割</td><td>43万円 + 10万円 ×（給与所得者等の数(※) - 1)以下</td></tr><tr><td>5割</td><td>43万円 + (31万円 × 被保険者数) + 10万円 ×（給与所得者等の数(※) - 1)以下</td></tr><tr><td>2割</td><td>43万円 + (57万円 × 被保険者数) + 10万円 ×（給与所得者等の数(※) - 1)以下</td></tr></table>	減額割合	世帯の所得基準額	7割	43万円 + 10万円 ×（給与所得者等の数(※) - 1)以下	5割	43万円 + (31万円 × 被保険者数) + 10万円 ×（給与所得者等の数(※) - 1)以下	2割	43万円 + (57万円 × 被保険者数) + 10万円 ×（給与所得者等の数(※) - 1)以下	
	減額割合	世帯の所得基準額								
	7割	43万円 + 10万円 ×（給与所得者等の数(※) - 1)以下								
	5割	43万円 + (31万円 × 被保険者数) + 10万円 ×（給与所得者等の数(※) - 1)以下								
	2割	43万円 + (57万円 × 被保険者数) + 10万円 ×（給与所得者等の数(※) - 1)以下								
	(※)給与所得者等の数＝世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（65歳未満:公的年金等収入が60万円を超える方、65歳以上:公的年金等収入が125万円を超える方）									
	・ 所得の有無にかかわらず申告をしていることが必要です。 ・ 事業専従者控除・譲渡所得の特別控除がある場合は控除前の所得で判定します。 ・ 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分ともに同じ減額割合となります。 ・ 1月1日現在、65歳以上の公的年金受給者については、年金収入分の雑所得額からさらに15万円を控除します。									
	義務教育就学前のこどもに係る減額	義務教育就学前のこどもの保険税は、均等割額が5割減額されます。								
	後期高齢者医療制度移行に伴う減額	国保から後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより国保被保険者が1人となる世帯の保険税は、対象となってから5年間は平等割額が2分の1に減額され、その後3年間は4分の1に減額されます。								
子ども・子育て支援金分に係る18歳未満の減額	子ども・子育て支援金分に係る18歳未満の均等割額については全額減額されます。									
要	産前産後期間に係る減額（HPから申請可）	出産する被保険者の保険税は、所得割額と均等割額が産前産後期間相当分（4か月分。多胎妊娠の場合、6か月分）が減額されます。								
	非自発的失業者に係る減額（HPから申請可）	会社の倒産や解雇、雇用期間満了など事業主の都合で失業した65歳未満の人（非自発的失業者）の保険税は、前年所得のうち給与所得を30%として算定します。								
	その他の減額（災害、所得の減少等）	世帯主の前年中の合計所得金額が、1,000万円以下で、住宅・家財の損害金額（保険金等の補填を除く）が3割以上の場合、災害のあった日の属する月から一年間の税を一定の基準で減額します。その他、疾病等により所得が著しく減少した場合、減額される場合があります。								

■ 金融機関・コンビニ・スマホアプリでの納付

市役所の窓口だけでなく金融機関、コンビニ、スマホアプリでも納付ができます。取扱い店舗や納付金額（上限額等）については納付書（裏面）でご確認ください。なお納付期限を過ぎた場合はコンビニやスマホアプリでは納付できませんのでご注意ください（納付期限を過ぎた場合は、市役所窓口・金融機関で納付ができます）。

■ eTAX（地方税ポータルシステム）での納付

eTAX（地方税ポータルシステム）とは自宅や外出先にいながら、インターネットやスマホで納付等ができる仕組みです。サービス等の詳細についてはeTAX公式HP（右記QRコード）でご確認ください。



QRコードは特許庁の登録商標です

■ 口座振替が簡単・安心・便利です

国民健康保険税の納付は口座振替が簡単・安心・便利です。支払い窓口に行く必要がありません。納め忘れもなく、納付記録も残ります。一度申込手続きをすると、自動継続されます。

□ 申込み場所

大分銀行、豊和銀行、大分みらい信用金庫、ゆうちょ銀行ほか、別府市の指定金融機関・収納代理金融機関

□ 申込みに必要なもの

対象となる口座の通帳、同通帳の届出印（詳しくは金融機関へお問合せ下さい）

よくあるお問合せ

Q. 前年度に比べて国民健康保険税が高くなったのはどうしてか？

A. 加入している被保険者数や被保険者の前年中の収入状況等により算定されるため、以下のような要因により前年度と比較して高くなることがあります。 ※税率は市町村により異なります。

- ・ 加入している世帯員が増加した場合（前年中の収入に基づく所得割額と均等割額が増加するため）
- ・ 世帯主または世帯員の収入が増加した場合（前年中の収入に基づき所得割が増加したり、減額に該当しなくなる等）
- ・ 確定申告（市申告）を行うのを忘れた場合（収入がなくても申告が必要です。未申告の場合は減額割合が変わります）

未申告の場合は1月1日時点の住所地で申告を行ってください。

- 1月1日時点、別府市に住民票がある方 → 別府市役所 市民税課で申告を行ってください。
- 1月1日時点、別府市以外に住民票があった方 → 該当住所地で申告を行ってください。申告後にご連絡ください。

転入して別府市の国保資格を取得した場合、前年中の所得が判明するまでは、「所得無し」とみなして算定した納税通知書（減額基準に非該当）を送付します。所得判明後に国民健康保険税を改めて算定し、更正決定通知書等を送付します。所得判明には時間がかかることがありますのでご了承ください。

Q. 国民健康保険税額が変更になる通知が届いたが、なぜ変更になったのか？

A. 国民健康保険税は以下の要因で年度途中で更正（増額/減額）となることがあります。

- ・ 世帯の被保険者数が増減した場合（社会保険に加入したり、新たに国保に加入する人がいる場合等）
- ・ 所得情報に変更があった場合（前住所地から所得照会結果を得て変更になったり、修正申告があった場合等）
- ・ 国民健康保険税の減額等に該当したとき（制度や申し出による減額等に該当した場合等）

